

封印取付け委託事務取扱細則を次の通り制定する。

昭和45年 3月24日
改正 昭和46年 1月18日
改正 昭和48年10月20日
改正 昭和54年 2月17日
改正 昭和60年10月 1日
改正 平成 2年12月21日
改正 平成10年 3月20日
改正 平成27年 9月30日
改正 令和 元年 5月16日

九州運輸局福岡運輸支局長

封印取付け委託事務取扱細則

封印取付け委託事務取扱については、道路運送車両法及び同法施行規則並びに関係通達に定めるものの外、この細則の定めるところによる。

(適用)

第1条 封印取付け委託事務取扱については、道路運送車両法（第28条の3第1項）及び同法施行規則（第12条から第15条の4）並びに関係通達（平成18年10月4日付け国自管第86号の一部改正）「最終改正：平成30年8月28日付け国自情第125号」に定めるものの外、この細則の定めるところによる。

(委託の申請)

第2条 道路運送車両法施行規則（以下、「規則」という。）第12条の封印の取付け委託を受けようとする者があるときは、運輸支局長（管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所（以下、「管轄する運輸支局等」という。))に、封印の取付け委託申請書（第1号様式）1通を、次に掲げる事項を記載した書面を添付し提出させるものとする。

・提出書類

- (1) 販売店証明書（完成検査終了証のある自動車の販売を業とすることが確認できるメーカー又はメインディーラーとの契約書（写し）若しくは証明書）
- (2) 関係法令を遵守することを誓約した書面
- (3) 登記事項証明書（現在事項全部証明書若しくは履歴事項全部証明書）又は住民票

- (4) 取扱内規（封印の管理に対する組織内の取扱要領）
- (5) 事業場及び封印場の名称及び所在地を記載した書面
- (6) 封印取付け責任者選任届（第2号様式）
- (7) 規則第13条第4号に該当しない旨の宣誓書（第3号様式）
- (8) 封印取付け手数料の請求を行わない場合は、手数料請求権放棄書（第4号様式）
- (9) その他必要と認められる書面

（委託）

第3条 運輸支局長（管轄する運輸支局等）は、前条により申請した者が、規則第13条の各号に適合していると認めるときは、封印取付けの委託をするものとする。

（承認）

第4条 封印取付け受託者が、規則第15条の3に掲げる承認を受けようとするときは、運輸支局長（管轄する運輸支局等）に、承認申請書（第5号様式、第5号様式の2）を提出させるものとする。

2. 前項の承認は、承認書（第6号様式）を交付することによって行う。

（立入検査等）

第5条 運輸支局長（管轄する運輸支局等）は、封印取付け受託者に、封印の保管・出納・取付け状況等について、道路運送車両法第100条第1項の報告及び同条第2項に定める立ち入り、検査、又は質問をすることができる。

（委託の一時解除）

第6条 運輸支局長（管轄する運輸支局等）は、封印取付け受託者が次に掲げる事項の一に該当するときは、規則第15条の4の規定に基づき委託の一時解除をすることができる。

委託の一時解除	委託の一時解除の基準
1. 道路運送車両法施行規則第8条第1項、第15条、第15条の2、第15条の3の各規定の一に違反した場合	1. (初回) 嚴重注意
2. 交付された封印を紛失した場合	2. (2回目) 10日以内の委託の一時解除
3. 封印取付け受託者準則に違反した場合	3. (3回目以上)

4. 道路運送車両法ほか関係法令に違反した場合	10日以上1カ月未満の委託の一時解除
-------------------------	--------------------

但し、前回の一時解除の処分の日から2年を経過している場合においては、初回とする。
 なお、違反が重複した場合は、当該委託の一時解除の基準の2倍を適用する。

2. 前項の規定は、封印一時解除通知書（第7号様式）を交付することによって行うものとする。

（委託の解除）

第7条 運輸支局長（管轄する運輸支局等）は、封印取付け受託者が次に掲げる各号の1に該当するときは、規則第15条の4の規定に基づき委託を解除することができる。

- （1）規則第13条各号に掲げる要件を備える者でなくなったとき。
- （2）前条の規定による委託の解除期間が1ヶ月を超えることとなったとき。
- （3）封印取付け委託申請に虚偽があったとき。
- （4）道路運送車両法ほか関係法令に違反した場合。

2. 前項の規定は、解除通知書（第8号様式）を交付することによって行うものとする。

（標準処理期間）

第8条 標準処理期間については申請を受け付けてから、原則として1箇月以内とする。

附 則

- 1 この改正細則は、令和元年6月1日から施行する。
- 2 本委託事務取扱細則の施行の際、第3条の委託を現に受けている者は、委託を受けた者とみなされる者とする。
- 3 従前の封印取付け委託事務取扱細則は令和元年5月31日をもってこれを廃止する。